

我孫子市税条例の一部を改正する条例に関する資料

番号	条番号	該当項目・改正内容	施行期日
1	第34条の9	<p>配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 令和6年度から徴収開始となる森林環境税（国税）の導入に伴う改正。</p> <p>【現行】配当割額や株式譲渡所得割額の控除の適用により還付金が生じた場合は、還付又は市民税及び県民税に充当する。</p> <p>【改正後】配当割額や株式譲渡所得割額の控除の適用により還付金が生じた場合は、還付又は市民税、県民税及び森林環境税に納付・納入する。</p> <p>※地方税で生じた還付金や過誤納金を地方税に充てる場合は「充当」、地方税で生じた還付金や過誤納金を国税である森林環境税に充てる場合は「充当」ではなく、「納付」または「納入」になる。</p>	令和6年1月1日
2	第36条の3の2	<p>個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書</p> <p>① 給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合に、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとする規定を新設するもの。（第2項の新設）</p> <p>※扶養親族等申告書 → 給与所得者が年末調整時に記入するもの。</p> <p>② 第2項を新設したことに伴う項番の整備及び規定中に指定する項番を整備するもの。</p>	令和7年1月1日
3	第38条	<p>個人の市民税の徴収の方法等 令和6年度から徴収開始となる森林環境税の導入に伴う改正。</p> <p>① 文言の整備。（規定見出し、第1項）</p> <p>② 森林環境税の賦課徴収は、個人市民税の均等割を賦課徴収する場合と併せて行うこととするもの。（第3項の新設）</p> <p>※森林環境税の税率：1,000円（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第5条に規定）</p>	令和6年1月1日
4	第41条	<p>個人の市民税の納税通知書 令和6年度から徴収開始となる森林環境税の導入に伴う改正。</p> <p>① 個人の市民税納税通知書に記載する各納期の納付額に、従来の個人の市県民税額に加えて森林環境税額を合算することを規定するもの。</p> <p>② 文言の整備。</p>	令和6年1月1日
5	第44条	<p>給与所得に係る個人の市民税の特別徴収 令和6年度から徴収開始となる森林環境税の導入に伴う改正。</p>	令和6年1月1日

		<p>① 給与所得者の個人市民税の特別徴収について、森林環境税額を合算して特別徴収することを規定するもの。</p> <p>② 文言の整備。</p>	
6	第47条	<p>給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ</p> <p>① 文言の整備。(第1項、第2項)</p> <p>② 令和6年度から徴収開始となる森林環境税の導入に伴う改正。(第2項)</p> <p>【現行】個人市民税の特別徴収税額の変更等に伴い納税者に過誤納金が生じた場合で、当該納税者に未納金があった場合は、その過誤納金を未納金に<u>充当する。</u></p> <p>【変更後】個人市民税の特別徴収税額の変更等に伴い納税者に過誤納金が生じた場合で、当該納税者に未納金があった場合は、その過誤納金を未納金に<u>納付・納入することを市に委託したこととみなす。</u></p>	令和6年1月1日
7	第47条の2	<p>公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収</p> <p>令和6年度から徴収開始となる森林環境税の導入に伴う改正。</p> <p>① 公的年金等所得者の個人市民税の特別徴収について、森林環境税額を合算して特別徴収することを規定するもの。</p> <p>② 文言の整備</p>	令和6年1月1日
8	第47条の6	<p>年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ</p> <p>① 文言の整備。(第1項、第2項)</p> <p>② 令和6年度から徴収開始となる森林環境税の導入に伴う改正。(第2項)</p> <p>【現行】特別徴収対象年金所得者の特別徴収税額や仮特別徴収税額の変更等に伴い過誤納金が生じた場合で、当該特別徴収対象年金所得者に未納金があった場合に、その過誤納金を未納金に充当する。</p> <p>【変更後】特別徴収対象年金所得者の特別徴収税額や仮特別徴収税額の変更等に伴い過誤納金が生じた場合で、当該特別徴収対象年金所得者に未納金があった場合に、その過誤納金を未納金に納付・納入することを市に委託したこととみなす。</p>	令和6年1月1日
9	第82条	<p>種別割の税率</p> <p>道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(国土交通省令第91号)において、一定の要件を満たす電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として一般原動機付自転車と区分されたことから規定を整備するもの。</p> <p>【一定の要件を満たす電動キックボード等】</p> <p>道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する</p>	令和5年7月1日

		<p>特定小型原動機付自転車をいい、電動機の定格出力が0.6kW以下、長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のもの。</p> <p>【特定小型原動機付自転車の税率】 2,000円（一般原動機付自転車と同税率）</p>	
10	附則第12条の3	<p>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</p> <p>自動車メーカーにおける燃費排ガス試験の不正行為により軽自動車税環境性能割の納付不足額が発生した場合に、当該自動車メーカーが納付すべき環境性能割の額について、当該納付不足額に乗ずる加算割合を改正するもの。</p> <p>【現行】10% 【改正後】35% ※燃費・排ガス不正行為の再発抑止強化のための改正。</p>	令和6年1月1日
11	附則第13条の2	<p>軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例</p> <p>自動車メーカーにおける燃費排ガス試験の不正行為により軽自動車税種別割の納付不足額が発生した場合に、当該自動車メーカーが納付すべき種別割の額について、当該納付不足額に乗ずる加算割合を改正するもの。</p> <p>【現行】10% 【改正後】35% ※燃費・排ガス不正行為の再発抑止強化のための改正。</p>	令和6年1月1日